我孫子市監査委員告示第２号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和４年３月２９日

我孫子市監査委員　山口　幹夫
我孫子市監査委員　豊島　庸市

財政援助団体等監査報告書

（公の施設の指定管理者監査）

我孫子市民体育館及び有料公園施設等

指定管理者　アクティオ・フクシ共同事業体

我 孫 子 市 監 査 委 員

１　監査を執行した監査委員名

山　口　幹　夫
豊　島　庸　市

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等の監査
（公の施設の指定管理者監査）

３　監査の期間

令和３年１２月１日から令和４年２月２１日まで

現地調査	令和３年１２月２７日
書面監査の期間	令和４年１月１２日から令和４年２月２１日まで ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

４　監査の対象

（１）対象施設

我孫子市民体育館及び有料公園施設等

（２）対象団体

アクティオ・フクシ共同事業体

（３）施設所管課

生涯学習部　文化・スポーツ課

５　監査の範囲及び方法

令和２年度の我孫子市民体育館及び有料公園施設等の指定管理者に対して、指定管理に関する出納その他の事務執行について、あらかじめ提出を求めた監査資料及び当該団体に係る諸帳簿、証書類を確認し、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 61 年 6 月 21 日条例第 21 号）、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 61 年 10 月 1 日規則第 5 号 ）、我孫子市都市公園条例（昭和 37 年 3 月 31 日条例第 10 号）、我孫子市都市公園条例施行規則（昭和 51 年 3 月 30 日規則第 7 号 ）などの法令、基本協定書及び業務仕様書等に従い適正に執行されているか、また、施設所管課に対して、指定管理者への指導及び業務の確認を適切に行っているかに主眼を置き、新型コロナウイルス感染症拡大を配慮し、書面により監査を実施した。

６　指定管理の概要

（１）施設の概要

ア　名　　称　我孫子市民体育館

イ　所 在 地　我孫子市古戸６９６番地

ウ　開 設 日　昭和６１年１０月１日

エ　敷地面積　３１，１１８．４９㎡

オ　主な建物

（ア）市民体育館　　建築面積　３，７２４．０４㎡

延床面積　４，８７５．４３㎡

付帯施設　ﾒｲﾝｱﾘｰﾅ、ｻﾌﾞｱﾘｰﾅ、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室

会議室、更衣室、ｼｬﾜｰ室他

駐車場２２０台分

（イ）武道場　　建築面積　３４９．７９㎡

付帯施設　会議室、更衣室

カ　主要施設

（ア）市民体育館野球場　　敷地面積　９，５００㎡

両翼９０ｍ　中堅１１０ｍ

（夜間照明４基）

（イ）湖北台中央公園野球場　　敷地面積　８，３２７㎡

両翼９０ｍ　中堅１１０ｍ

（ウ）利根川ゆうゆう公園野球場　敷地面積　５４，２００㎡

（大人２面、子供２面）

（エ）利根川ゆうゆう公園

サッカー場　　敷地面積　５９，５２０㎡

（大人２面、子供２面）

（オ）利根川ゆうゆう公園

オフロード自転車コース　　敷地面積　２５，０００㎡

（カ）市民体育館庭球場　　敷地面積　３，５２７．３３㎡

（オムニコート５面・夜間照明６基）

（キ）湖北台中央公園庭球場　　敷地面積　３，０６７㎡

（クレーコート４面）

（ク）手賀沼公園庭球場　　敷地面積　２，３６１㎡

（クレーコート３面）

（２）基本的な管理業務の範囲及び内容

ア　施設全体の管理運営業務

施設の総務・経理業務、受付業務、施設管理業務、利用料金徴収業務
事業計画・報告書、業務日報等の作成及び提出

イ　利用（使用）許可業務

市民体育館及び付随施設、都市公園施設の利用（使用）許可業務

ウ　施設維持管理業務

清掃業務、警備業務、植栽管理業務、建物・設備保守管理業務、環境衛生管理業務、保守管理報告業務等

エ　スポーツ振興事業（自主事業）

体育施設を活用して気軽にスポーツに親しめ、これによって健康・体力を保持、増進でき生涯にわたり明るく豊かな生活が送れるような事業を、施設の設置目的の範囲内で、市の承認を受けて指定管理者自らが実施する

（３）指定管理者（共同事業体）の概要

共同事業体の名称：アクティオ・フクシ共同事業体

ア　代表構成団体：アクティオ株式会社
所　　在　　地：東京都目黒区東山１丁目５番４号 KDX 中目黒ビル６階
資　　本　　金：９，９００万円

昭和６２年２月２７日に設立され、指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託、美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理、受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務、文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施などを行うことを目的としている。

イ　構 成 団 体：株式会社フクシ・エンタープライズ
所　　在　　地：東京都江東区大島１丁目９番８号
資　　本　　金：５，０００万円

昭和５８年４月２７日に設立され、各種スポーツ施設（プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等）の管理・運営、健康増進施設の管理・運営、スポーツ施設・健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務、及び各種スポーツ教室・講習会の企画・指導などを行うことを目的としている。

（４）組織（共同事業体構成団体別）

ア　アクティオ株式会社
代表取締役１名、取締役４名、監査役１名が役員として登記されている。

イ　株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役１名、取締役６名、監査役１名が役員として登記されている。

（５）施設等の管理体制

我孫子市民体育館及び有料公園施設の管理体制としては、館長１名、館長代行１名、副館長１名、職員４名、指導員７名、補助指導員１名、施設管理スタッフ１名、受付スタッフ５名、清掃スタッフ５名で指定管理に関する事業を実施している。

（６）指定期間

平成３０年４月１日から令和５年３月３１日まで

（７）令和２年度指定管理料（税込）

１０３，６５１，２５９円

なお、市と指定管理者とは、令和２年３月３１日付で締結した「我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者令和２年度協定書」第２条に規定する対価の支払い（指定管理料）の変更については、市民体育館の大規模改修工事に伴い一部施設の休館したことから、指定管理者へ利用者収入減額分３，８８５，２５９円を補填するため、令和３年３月３１日に一部変更に係る協定を締結した。

（８）指定管理者における令和２年度収支決算額

収　　入　１２８，２７１，１７７円

支　　出　１３０，１４６，８７２円

収支差額　　△１，８７５，６９５円

（９）令和２年度施設等の利用状況

施設名		利用件数（件）		利用料金（円）	減免件数（件）	減免金額（円）	免除件数（件）	免除金額（円）
		専有利用	個人利用					
市民体育館	ﾒｲﾝｱﾘｰﾅ	846	31	1,388,800	6	32,700	31	74,490
	ｻﾌﾞｱﾘｰﾅ	135	6,460	1,011,090	2	180	73	72,870
	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ		25,963	3,732,160	89	8,720	264	32,870
	会議室	136		60,600	7	3,600	25	63,300
	武道場	802	381	553,510	5	3,510	184	411,270
	庭球場	4,860		5,636,460	24	76,800	26	87,700
	野球場	148		1,125,250	3	8,250	10	105,900
小　計		39,762		13,507,870	136	133,760	613	848,400
有料公園施設（ゆうゆう公園）	野球場	222		498,390	9	520	2	9,800
	サッカー場	229		458,750	41	90,000	26	177,000
小　計		451		957,140	50	90,520	28	186,800
有料公園施設（湖北台中央公園）	庭球場	1,223		414,700	0	0	6	30,000
	野球場	120		379,750	0	0	3	4,200
小　計		1,343		794,450	0	0	9	34,200
有料公園施設（手賀沼公園）	庭球場	745		209,100	0	0	4	12,400
小　計		745		209,100	0	0	4	12,400
合計		42,301		15,468,560	186	224,280	654	1,081,800

7　監査の結果及び意見

アクティオ・フクシ共同事業体が指定管理を受託している「我孫子市民体育館及び有料公園施設等」の管理運営については、市民・利用者の健康増進やスポーツ・レクリエーション活動等の振興を図ることである施設の設置目的に沿って、指定管理に係る事務事業を行っており、概ね適正に執行されていると認められた。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や市民体育館の大規模改修工事に伴い利用者の減少により、当該年度の事業収支が赤字に転じたものと考えられるが、従事する指定管理者スタッフの意識が高く、市民の平等な利用の確保、施設の設置目的を踏まえた施設管理運営、コロナ感染症対策を含む利用者に対するサービスの向上、及び施設の利用促進などに対し、真摯に取り組まれており、高く評価することができる。

一方で、市民体育館施設の現地調査を実施した際、地盤沈下や老朽化などに伴い、施設において安全面において危惧される箇所が散見されたことや、利用者からの施設の改善要望などがあったことから、定期的に巡回・点検を充実され施設の状況を常に把握することが重要である。今後は、指定管理者と施設所管課の双方において、より一層連携を強化し、緊急性や安全性はもとより優先順位を考慮した計画的な修繕を実施され、当該施設の機能の維持と利用者の安全性を確保されるよう望む。

また、指定管理者の事業報告書からは、屋外施設整備仕様書と令和２年度年間工程表（屋外整備業務実績）に符合しない事項や記載誤りが散見され、事業報告書に指摘すべき点がみられたことから、改善を求めるとともに、施設所管課においては、管理業務の実態や状況等を十分に把握した上で、指定管理者への指導や協議等を積極的に行い、必要に応じて仕様書等の変更などについて今後検討し、適正な業務管理に努められたい。

結びに、指定管理者としての主体性や専門性を発揮し、自主事業の推進や利用者の安心・安全を第一とする当該施設の適正な管理運営を望み、さらなる市民スポーツ・レクリエーション活動等の振興と健康増進が図られることを期待する。